

# 追悼・日高六郎

## 東アジアの思想家 としての日高六郎

### 二〇世紀を生き抜き、書き、思考した知識人

その逝くや為す所有り

蘇東坡（「潮州韓文公廟碑」）

日高六郎さんが亡くなられた。一九一七年生。E・ホブズボーム——エジプトのアレクサンドリアにユダヤ人として生を享け、ウィーン、ベルリンにて少年期を送り、後イギリスに渡り、二〇世紀を代表する歴史家の一人となった——と同年代である。

また日高さんは中国における帝国日本の植民都市青島チンタウに生まれ育ち、一〇代後半に旧制一高、続いて東京帝国大学に進学するために、帝国の首都東京に移動した。この点では、フ

### 三宅芳夫

世界システムと新自由主義グローバリズム（作品社）など。

みやけ・よしお 一九六九年生。東京大学大学院総合文化研究科博士課程単位取得退学。哲学・思想史専攻。千葉大学法政経学部教授。著書に『知識人と社会』、P・サルトルの政治と実存（岩波書店）、編著に『移動と革命 デイアスポラたちの世界史』（論創社）、『近代世界システムと新自由主義グローバリズム』（作品社）など。

ランス植民地帝国の地中海支配の要かなめアルジェに一九一八年に生まれ、パリ高等師範学校（サルトル、メルロー・ポンティ、レヴィ・イリストロス、フーコー、デリダ、ブルデューなども卒業生）に進学するためにパリへと北上したL・アルチュセールの軌跡とも比較し得るとも言える。両者とも植民地宗主国側の「植民者 colon」として生まれ、海を渡って帝国の首都に上り、——程度とアプローチの差はあれ——マルクス主義からの強い影響を背景として、「体制」に対して批判的な思想家・知識人としての生涯を送った。

日高六郎、E・ホブズボーム、L・アルチュセールの三者とも、当時の「正統的」なマルクス主義とは距離をとりながらも、世界戦争と革命に揺り動かされた二〇世紀に向き合った思想家・歴史家・知識人として、マルクス主義的な理論・

合の特異性は、日本国憲法「第一〇条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める」、いわゆる「国籍条項」成立のプロセスとその条項がもたらした巨大な負の遺産へのこだわりである。

一九四六年三月に発表された「草案要綱」では、九条の戦争放棄に続いて「第三章 第十 国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない」とあった。つまり、「国籍条項」は原案の段階ではなかった。

一九四六年六月からの衆議院での「草案要綱」の審議において、自民党、進歩党が「第一〇条 日本国民の要件」の追加を要求し、社会党もそれを呑んだ。この「国籍条項」と一九五〇年の「国籍法」の結合は、日本在住外国人、とりわけ戦後「一括除籍」された旧植民地出身者である朝鮮系、台湾系の人々の権利——アジア・太平洋戦争における「戦死」あるいは「傷病」に対する補償の権利を含む——を剥奪する法的根拠を提供し続けた。

GHQとの交渉にあたった日本政府と官僚は注意深く、慎重にこの過程を準備した。

一九四六年二月、新憲法のGHQ原案は日本政府に伝えられるが、日米間での協議及び帝国議会での修正の余地は残された。日本側の修正希望は「第三章 国民の権利及び義務」に集中した。日高はGHQ原案の第一三条に注目する。

第一三条 すべての自然人は、法の前に平等である。人種、

日高六郎を他の「戦後民主主義」の思想家たちと比較した場

信条、性別、社会的身分、カーストまたは出身国により、政治的關係、経済的關係、または社会的關係において差別がなされることを、受権または容認してはならない。

また第一六条には「外国人は、法の平等の保護を受ける」とあった。日米間は、三月四日から協議を開始、四日午前から五日全日、そして徹夜で六日朝まで交渉は続いた。四日午後からのすべての交渉は当時の内閣法制局第一部長が担当した。その結果、日本側は一六条全文削除と一三条の重要な修正を認めさせた。「すべての自然人 All natural persons」は「凡そ人は」と修正、さらに帝国議会に提出した改正案では、「日本国民」に再修正された。また「カースト及び出身国」は「門地」に修正された。

これらの憲法原案の周到かつ狡猾な修正と「国籍法」の結合によって朝鮮系・台湾系の人々、そして日本に住むすべての外国人は戦後長く「法」に基づく排除・差別に苦しむことになった。日高六郎の最後の単著『私の憲法体験』においては、大略以上のような憲法制定過程とそれが生み出した「法的」排除・差別の構造が詳細に語られている。

無論、日高が現在の政権あるいは与党の「改憲」案ないし方向に全面的に否定的であったことは言うまでもない。ただし、右記のような修正過程とその結果に目をつぶったまま、「前文」にある「普遍の原理」や「国際的社会における名誉

ある地位」が日本国憲法に約束されているとも考えなかった。

仮にもし、「名誉」なるものが可能であるとするとすれば、その時々多数派に支持されているかどうかには関わりなく、マイノリティを排除・差別する構造を——わずかずつではあれ——変革しようとする気概と試みと結びついた時のみ、憲法の「名誉」について語る事ができるのかもしれない。

## 3

冒頭に、日高六郎について「マルクス主義的な理論・方法」には強い関心をもちながらも、いわゆる「マルクス主義」とは距離をとり続けたと書いた。本人の短い言葉を援用すれば、「マルクスを尊敬する非マルクス主義者」という表現に集約されるだろうか。

二〇〇五年の『戦争のなかで考えたこと』では、一九三七〜三八年に吹き荒れたスターリンによる大粛清、とりわけ日高自身が当時注目していた理論家ブハーリンが処刑された報に接し、ソ連の体制に疑問を抱くようになったとされている。

ブハーリン、カーメネフ、ジノヴィエフ、ルィコフを含めた一九一七年革命に参加した多くの古参党员、ソ連赤軍元帥・「赤いナポレオン」トハチエフスキーをはじめとした軍将校の大量粛清はユーラシアの西端においても左派空間に大きな動揺をもたらした。一九四七年に上梓されたM・メルロ—ポントーの『ヒューマニズムとテロル』は非共産主義左

派のスターリン主義に対する困惑を雄弁に物語っている。

戦後日本の言説空間において、マルクス主義の理論と運動に対して「左派」の立場から最初に包括的な疑問を呈したのは、『近代文学』に結集したグループである。『近代文学』が提出したプロブレマティクは荒正人・平野謙が前景化した「政治と文学」論争として記憶されているが、続く埴谷雄高のスターリン主義批判、あるいは『死霊』と合わせて、存在論、人間学、政治理論を横断する、共産主義とは異なる社会主義のビジョンの試みであったと看做すべきである。

日高六郎は社会学者としてほとんどただ一人『近代文学』同人となっている。「二〇世紀論」(一九四八)、「人間とかれの自由について」(一九四九)、「一八世紀と現代」(一九四九)などは『近代文学』に寄稿された評論である。また一九五六年に岩波講座『現代思想』に掲載された論文「二つの大戦の間」、あるいは一九五九年の「マルクス主義者への二、三の提案」(『現代の理論』創刊号)なども、基本的に「近代文学」の提起したプロブレマティクに呼応したものである。

共産主義とは異なる社会主義のビジョンとはどのようなものか? 「戦後思想の出発」において、日高六郎は「個人の思想の自律を中心において、そこから出発して新しい協同と連帯をつくりだす道筋」と述べている。一九六七の『展望』に掲載された「現実・思想・思想者について」では、「基本的人権と個人の自由を尊重する思想」とより直截に定義し、